

本年7月から

養父市福祉医療制度 が変わります

兵庫県の福祉医療制度が改正されたことに伴い、養父市福祉医療制度も兵庫県と同じように本年7月から改正されます。

■お問い合わせ／養父市健康課（☎ 662-3165）



区 分		現 行	改 正 後	
			改正後の負担	低所得者対策 所得を有しない方 (市民税非課税世帯で世帯 員全員の前年所得0円)
老 人 医 療 65歳～69歳の住民税非課税者		・1割負担（一定以上 所得者は2割） ・負担限度額／老人 保健医療と同じ	・2割負担（一定以上所得 者区分を除く） ・負担限度額／現行どおり	・1割負担 ・負担限度額／現行どおり
重 度 障 害 者 （ 児 ）	外 来	自己負担なし	・1 医療機関 1 日 500円 ・月 2 回 1,000円まで負担 ・3 回目以降は無料	・1 医療機関 1 日 300円 ・月 2 回 600円まで負担 ・3 回目以降は無料
	入 院	自己負担なし	・1 割負担 ・月 2,000円まで負担 ・連続 4 カ月目以降は無料	・1 割負担 ・月 1,200円まで負担 ・連続 4 カ月目以降は無料
母 子 家 庭 等	外 来	自己負担なし	・1 医療機関 1 日 500円 ・月 2 回 1,000円まで負担 ・3 回目以降は無料	・1 医療機関 1 日 300円 ・月 2 回 600円まで負担 ・3 回目以降は無料
	入 院	自己負担なし	・1 割負担 ・月 2,000円まで負担 ・連続 4 カ月目以降は無料	・1 割負担 ・月 1,200円まで負担 ・連続 4 カ月目以降は無料
乳 幼 児	外 来	・0～2歳／自己負担 なし（市単独） ・3～6歳／1割負担 月 5,000円まで	・1 医療機関 1 日 700円 ・月 2 回 1,400円まで負担 ・3 回目以降は無料	・1 医療機関 1 日 500円 ・月 2 回 1,000円まで負担 ・3 回目以降は無料
	入 院	自己負担なし	・1 割負担 ・月 2,800円まで負担 ・連続 4 カ月目以降は無料	・1 割負担 ・月 2,000円まで負担 ・連続 4 カ月目以降は無料
重度精神障害者（児） 精神障害者保健福祉手帳 1級所持者の一般医療	外 来	制度なし	・1 医療機関 1 日 500円 ・月 2 回 1,000円まで負担 ・3 回目以降は無料	・1 医療機関 1 日 300円 ・月 2 回 600円まで負担 ・3 回目以降は無料
	入 院	制度なし	・1 割負担 ・月 2,000円まで負担 ・連続 4 カ月目以降は無料	・1 割負担 ・月 1,200円まで負担 ・連続 4 カ月目以降は無料